

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月13日
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 8 号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 杉山 紳一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 8 号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 杉山 紳一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成25年3月28日開催の当社第14回定時株主総会決議に基づき、平成25年7月19日開催の取締役会において、平成25年7月19日付で当社の取締役、当社従業員及び子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 取締役に対する新株予約権

(1) 銘柄

株式会社ファンコミュニケーションズ第11回（イ）新株予約権

(2) 発行数

3,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2株）

(3) 発行価格

無償で発行するものとする。

(4) 発行価額の総額

18,930,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 6,000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,155円（新株予約権1個当たり6,310円）とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前1株当たり時価」を「自己株式処分前1株当たり時価」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年8月1日から平成31年7月31日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役であることを要す。
ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

取締役 3名 3,000個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与に関する契約書」において定めるものとします。

2. 従業員に対する新株予約権

(1) 銘柄

株式会社ファンコミュニケーションズ第11回(口)新株予約権

(2) 発行数

42,900個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2株)

(3) 発行価格

無償で発行するものとする。

(4) 発行価額の総額

270,699,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 85,800株（新株予約権 1個当たりの目的となる株式数は2株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1個当たりの払込金額は、新株予約権の目的たる株式 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に(2)に定める新株予約権 1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,155円（新株予約権 1個当たり6,310円）とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前 1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前1株当たり時価」を「自己株式処分前1株当たり時価」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年8月1日から平成31年7月31日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあることを要す。

ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員及び子会社従業員 142名 42,900個

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
完全子会社
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与に関する契約書」において定めるものと
します。

以上